

鹿市医第2号  
令和6年4月1日

医療施設長様

鹿児島市医師会  
会長 上ノ町 仁

**令和6年度以降の新型コロナワクチン接種による健康被害に係る  
救済措置の取扱いについて（お知らせ）**

標記の件につきまして、鹿児島市感染症対策課長から別紙のとおり周知依頼がありましたのでお知らせいたします。

医療機関の長 殿

鹿児島市感染症対策課長

令和6年度以降の新型コロナワクチン接種による健康被害に係る  
救済措置の取扱いについて（周知依頼）

時下、貴院におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、新型コロナワクチンの接種について、特例臨時接種を令和5年度末で終了し、令和6年度以降は、個人の重症化予防により重傷者を減らすことを目的として、新型コロナウイルス感染症を予防接種法のB類疾病に位置付けた上で、定期接種の対象者を定め、同法に基づく定期接種として実施することとなる一方、定期接種の対象者以外については、任意接種として接種の機会を得ることが可能となる予定です。

これに伴い、新型コロナワクチンの接種による健康被害が生じた場合の救済措置について、当該接種が行われた接種日や定期接種か否か等により、対象となる救済制度が異なることとなるため、その取扱いについて取りまとめましたので、担当職員等へ周知をお願いいたします。

記

1. 令和6年度以降における新型コロナワクチン接種の主な変更点

(1) 令和5年度末までの取扱い

- ・ 新型コロナワクチン接種は、全て予防接種法上の「特例臨時接種」として実施されている。
- ・ 新型コロナワクチン接種の副反応による健康被害が生じた場合には、年齢等にかかわらず、予防接種法に基づく「予防接種健康被害救済制度」による救済の請求を行う。

(2) 令和6年度以降の取扱い

- ・ 令和5年度末で「特例臨時接種」が終了し、令和6年度以降は、個人の重症化予防による重症者を減らすことを目的とし、新型コロナウイルス感染症を予防接種法のB類疾病に位置付けた上で、毎年秋冬に1回、その年のウイルス株に対応するワクチンの接種を、以下の者に対して、予防接種法に基づく「定期接種」として実施する。

① 65歳以上の高齢者

② 60歳から64歳までの者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者（季節性インフルエンザワクチン等における接種の対象者と同様）

- ・ また、令和6年度以降は、新型コロナワクチンは他のワクチンと同様に一般流通が行われる見込みであり、上記の定期接種の対象者以外であっても、予防接種法に基づかない「任意接種」として接種の機会を得ることができる。
- ・ 「任意接種」で新型コロナワクチン接種を行い、副作用による健康被害が生じた場合には、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく「医薬品副作用被害救済制度」による救済の請求を行うこととなる。

2. 令和6年度以降における各救済制度の対象者について（別添1参照）

令和6年度以降の新型コロナワクチン接種に係る救済制度の取扱いについては、被接種者からの救済の「請求日」、被接種者の「接種日」、接種が「定期接種か否か」によって、請求方法や請求先が異なることから、患者様から相談があった場合には、鹿児島市感染症対策課救済制度担当へ連絡するようにご案内をお願いいたします。

以上

**【連絡先】**

鹿児島市感染症対策課

〒892-8677 鹿児島市山下町1-1-1

TEL 099-803-7023(直通) FAX 099-803-7026

# 令和 6 年 4 月以降のコロナワクチン接種に係る救済制度の取扱いについて

- 令和 6 年 4 月以降、コロナワクチン接種に係る救済制度の取扱いについては、「接種日」「定期接種か否か」によって、対象となる救済制度が異なることとなるため、注意が必要。
- 請求される方、医療機関、市町村やPMDAの窓口で混乱が生じないように、各市町村のホームページ等における事前アナウンスとともに、管内医療機関に対して制度の周知徹底をお願いしたい。

救済の**請求日**は、令和 6 年 4 月 1 日以降ですか

はい

救済を求める原因となった接種の**接種日**は、令和 6 年 4 月 1 日以降ですか

はい

救済を求める原因となった接種は、**定期接種**として行われたものですか

※コロナワクチンの定期接種：以下の者に対し、毎年秋冬に 1 回その年のウイルス株に対応するワクチンを用いて市町村が実施するものをいう。

- ①65歳以上
- ②60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者

すなわち  
定期接種  
対象者

いいえ

いいえ

はい

いいえ

予防接種健康被害救済制度の「**臨時接種及び A 類疾病の定期接種**」として**市町村**に請求

予防接種健康被害救済制度の「**B 類疾病の定期接種**」として**市町村**に請求

医薬品副作用被害救済制度で**(独) 医薬品医療機器総合機構 (PMDA)**に請求